

板倉区地域協議会 第1回産業建設部会

日時：令和2年7月7日（火）18:00～

会場：板倉コミュニティプラザ 302 会議室

1 開 会

2 協 議

(1) 座長の選出について

(2) 地域活動支援事業審査基準検討部会の選出について

(3) 今後の部会の進め方について

3 その他

4 閉 会

自主的審議事項の引継ぎについて

項目	検討課題	現状	引継事項
板倉区観光振興の明確な方向付けについて	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区の観光の中核となる組織の役割の明確化を検討する。 ・「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、関係者と検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道上越飯山線の「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、地元関係者が実行委員会を組織し、地域活動支援事業を活用しながら光ヶ原高原夏まつりや婚活イベントを実施している。 ・光ヶ原高原観光振興に関する検討会（ゑしんの里観光公社、まちづくり振興会、地元町内会、総合事務所、地域協議会）が主体となって、地域協議会の「地域を元気にするための提案事業」の実施に向けた検討をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光ヶ原高原の観光振興について、来年度以降も引き続き検討会（光ヶ原高原ファン倶楽部に改編予定）に出席し、部会で対応を協議していく。 ・「地域を元気にするための提案事業」の実施について検討する。
板倉小学校設置推進協議会について	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区地域協議会が平成 30 年 3 月 28 日に提出した「板倉区の小学校の在り方について」の意見書を受け、令和元年 11 月 8 日に板倉小学校設置推進協議会が設置され、令和 3 年 4 月の板倉小学校の開校に向けて、新しい学校づくりに必要な協議・調整が行われている。 ※意見書概要：豊原小学校は現状のままとし、複式学級の解消のため、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の 3 校を早期に統合する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会からの意見書を受け、令和元年 8 月 1 日に地域協議会に対し、「板倉区の小学校の統合について」諮問があった。 ・令和元年 8 月 21 日の地域協議会において諮問内容を協議し、全会一致で地域に及ぼす影響はないものとして答申し、令和元年 11 月 8 日に板倉小学校の新しい学校づくりに必要な協議・調整を行う、板倉小学校設置推進協議会が設置された。 ・板倉小学校設置推進協議会に地域協議会長がオブザーバーとして参加することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、小学校の在り方については、地域協議会が地域の意見を伺いながら方向性を示してきたことから、引き続き板倉小学校設置推進協議会に参加し、板倉小学校の開校に協力する。
県立有恒高等学校について	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県教育委員会が募集学級数の見直しを行い、2020 年度には有恒高校が 2 学級から 1 学級になる見込みであることを発表したことから、平成 29 年 1 月 12 日及び平成 31 年 1 月 31 日に「有恒高等学校の在り方を考える会」から、地域協議会で自主的審議事項として審議してほしいと要望があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 6 月 28 日の第 4 回板倉区地域協議会で自主的審議事項とするか協議した。 →有恒高校に関する資料を用意し、勉強会で対応を協議することとした。 ・平成 31 年 3 月 25 日の勉強会で対応を協議した。 →有恒高校の関係者と意見交換したうえで、対応を協議することとした。 ・令和元年 5 月 7 日の勉強会で有恒高校の在り方を考える会から話を聞き対応を協議した。 →地域協議会が単独で検討するのではなく、関係者による議論が進んだ段階で地域協議会も仲間に入り、一緒に検討していくこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会が先行して協議を進めるのではなく、地域や関係者と共に検討することとし、有恒高校の在り方を考える会による議論が進んだ段階で地域協議会も仲間に入り、一緒に検討する。

地域協議会活動報告（産業建設部会）

<p>担当委員</p>	<p>古海 誠一（座長）、小林 良一、島田 信繁、島田 正美、 福崎 幸一、古川 政繁</p>
<p>協議内容</p>	<p>板倉区観光振興の明確な方向付けについて</p>
<p>協議経過</p>	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板倉区の観光の中核となる組織の役割の明確化を検討した。 ・板倉区の観光の推進役としての「ゑしんの里観光公社」の体制整備について市として強力な指導力を発揮してもらうよう働きかけをする。 ・「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、関係者と検討する。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28. 8. 22 に第 1 回部会を開催し、上越市第五次観光振興計画における板倉区的位置付け、平成 26 年度にまとめられた「板倉観光の方向性について案」の進捗と問題点、県道上越飯山線の拡幅について協議した。 ・H28. 9. 26 に第 2 回部会を開催し、板倉区の観光の方向性について協議した。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29. 6. 7 に第 1 回部会を開催し、光ヶ原高原の関係施設を確認し、対応について協議した。 ・H29. 6. 19 に第 2 回部会を開催し、光ヶ原高原の活性化について協議した。 ・H29. 7. 24 第 5 回地域協議会において、板倉区観光振興の明確な方向付けについては、審議を継続していくことを報告した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1. 6. 24 に関係者が集まり光ヶ原高原観光振興に関する検討会が開催され、平井会長と古海座長が出席した。 ・R1. 8. 26 に関係者が集まり光ヶ原高原観光振興に関する検討会が開催され、平井会長と古海座長が出席した。
<p>協議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県道上越飯山線の拡幅に向け、地元関係者が実行委員会を組織し、光ヶ原高原夏まつりや婚活イベントを実施した。 ・光ヶ原高原観光振興に関する検討会が主体となって、地域協議会の「地域を元気にするための提案事業」の実施に向けた検討が行われている。 ・光ヶ原高原の観光振興について、来年度以降も引き続き検討会に出席、部会で協議してもらいたい。

地域協議会活動報告（産業建設部会）

<p>担当委員</p>	<p>古海 誠一（座長）、小林 良一、島田 信繁、島田 正美、 福崎 幸一、古川 政繁</p>
<p>協議内容</p>	<p>中山間地の耕作放棄地対策</p>
<p>協議経過</p>	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎、高齢化以外の要件について、課題の整理を行ったが、課題として整理するまでに至らなかった。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.7.24 第 5 回地域協議会において、市でも対応してはいるが、法や制度の壁があり、別の次元での議論が必要であることから、中山間地の耕作放棄地対策について審議を終了とすることを報告した。
<p>協議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市として、上越市耕作放棄地対策協議会は、荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う「再生作業」「土壌改良」「施設の整備」等の取組を支援しているが、法や制度の壁があり、別の次元での議論が必要であるため、審議を終了とする。

3 地域協議会の役割

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割（2 ページ参照）があります。

また、区内にある集会施設を始めとした公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割もあわせて持っています。

その役割を果たすため、主に「自主的審議」「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」「諮問・答申」を活用していくこととなります。

（1）自主的審議

○自主的審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。自主的審議事項として話し合った結果については、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

なお、地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、区内に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。



これまで自主的審議でどんな意見が出されたのかな？

小学校や保育園の統合を進めてほしいという意見書もあったよ。

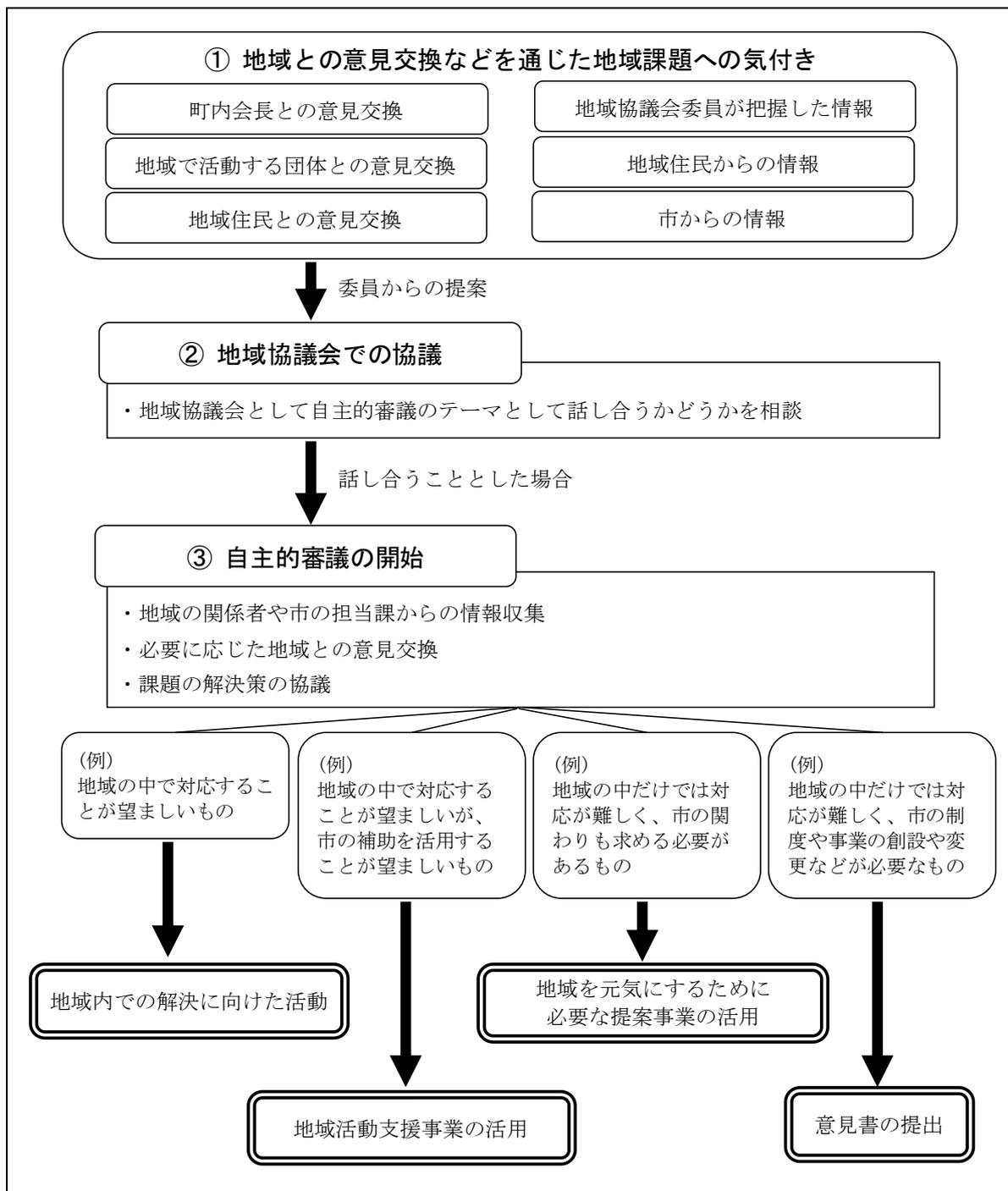


雪をいかした地域づくりや地区外からの移住促進に向けた話し合いなどがあったよ。

表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
区の魅力発見・発信について	交流人口の拡大や区内の住民が地域に愛着や誇りを持てるようにするために、区の魅力ある地域資源を発信する方法を検討する。
地域活動における人員不足について	人口減少や高齢化により、各地域において、活動に携わる人員確保が困難となっているため、今後も地域を守り育むための活動が継続できるよう方策を検討する。

図 5：自主的審議の流れ



(3) 地域を元気にするために必要な提案事業

○地域を元気にするために必要な提案事業とは

地域自治区制度の本来の力を発揮するためには、地域協議会による自主的審議の取組をさらに進めていくことが重要です。そのためには、地域協議会が地域の住民の皆さんや活動団体等と積極的に意見交換を行い、地域の課題を主体的に把握し、情報共有を図っていくことが大切です。

「地域を元気にするために必要な提案事業」は、これら意見交換と情報共有を通じて把握した課題の解決に向けて、地域の主体的な取組を実現するため、市に必要な対応を求めることができる制度です。

市も、その検討の過程に関わりながら、解決策の実現性を高めていきます。

◎ポイント

「意見書」の提出とは、次の点が異なります。

- ・地域住民や各種団体等の皆さんとの意見交換を通じて把握した課題への対応であること。
- ・地域の皆さんが主体的に取り組む事業であること。
- ・市が検討の段階から、事業や取組の実現に向けて協議に加わること。

図7：地域を元気にするために必要な提案事業の流れ

